

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第51号

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項第2号から第8号まで」を「前項」に改める。

第6条の見出しを「（印鑑登録証）」に改め、同条第1項中「印鑑登録手帳（以下「手帳」という。）」を「印鑑登録証（以下「登録証」という。）」に改め、同条第2項中「手帳」を「登録証」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「手帳」を「登録証」に改める。

第7条中「手帳」を「登録証」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条第2項及び第10条第2項中「手帳」を「登録証」に改める。

第11条中「（印鑑票に登録されている印鑑の印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、プリンターから打ち出したものを含む。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市印鑑条例の規定に基づいて交付されている印鑑登録手帳は、この条例による改正後の名古屋市印鑑条例の規定に基づいて交付された印鑑登録証とみなす。